

公立大学法人静岡文化芸術大学参与会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、(開かれた大学として) 学外の有識者の意見を法人運営の参考とするため、公立大学法人静岡文化芸術大学参与会 (以下「参与会」という。) の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 法人に参与会を置き、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者のうち、理事長が指名する者 (以下「参与」という。)
- (2) 役員 (非常勤を除く。)
- (3) 職員の中から理事長が指名する者

(招集)

第3条 参与会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、参与会を招集するときは、開催の7日前までに、日時、場所、議題その他必要な事項を書面により委員に通知しなければならない。

(議長)

第4条 参与会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 理事長が欠席の場合は、定款第9条第3項の規定に基づき理事長があらかじめ指定した順序により、理事が議長となる。
- 3 議長は、開会及び閉会を行い、会議の運営を主宰し、その秩序を維持する。

(意見)

第5条 参与は、参与会に出席するほか、第3条第2項により通知された議題その他必要な事項について、書面をもって意見を述べることができる。

(参与の任期)

第6条 参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、必要に応じて委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第8条 参与会に関する事務は、総務室において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、参与会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事長が行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。